

令和5年度 市町決算の概要

1 決算規模

令和5年度の市町の決算規模は、歳入総額、歳出総額ともに前年度決算額を上回り、いずれも過去3番目の規模となった。

歳入においては、国庫支出金、地方債等は減少したものの、地方交付税、県支出金、繰入金等が増加したことにより、前年度比10億55百万円の増（0.2%）となった。

歳出においては、物件費や公債費、積立金は減少したものの、扶助費や普通建設事業費等が増加したことにより、前年度比55億36百万円の増（0.8%）となった。

令和5年度の県内市町の普通会計決算額は、

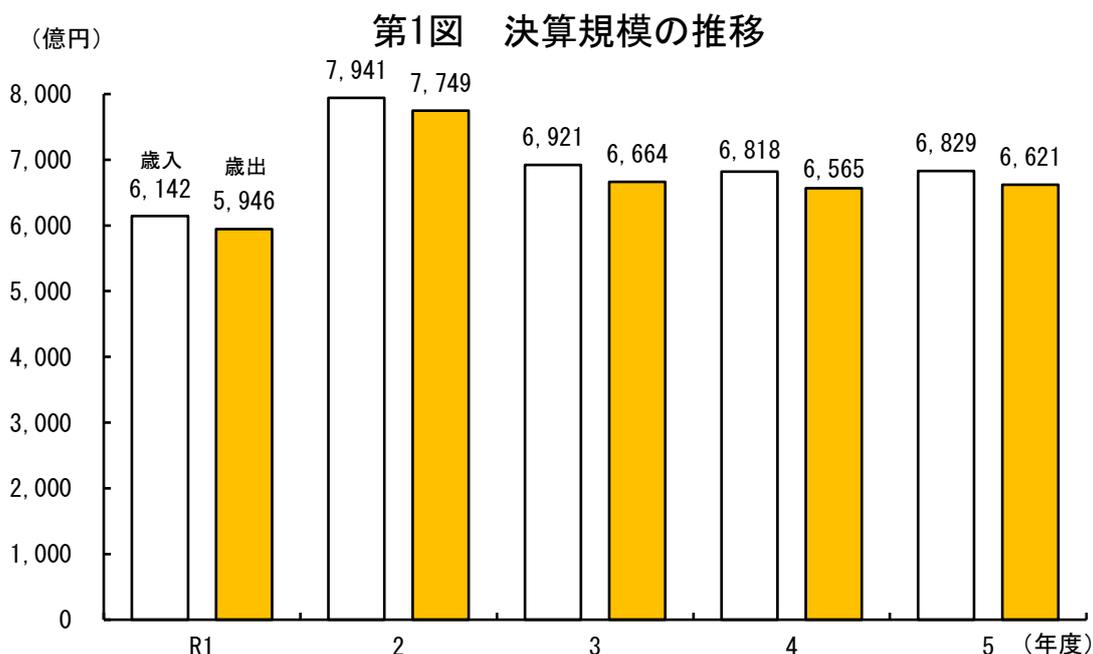
歳入 6,828億57百万円（前年度6,818億1百万円）

歳出 6,620億82百万円（前年度6,565億46百万円）

であり、前年度に比べると、歳入が10億55百万円増加（対前年度比0.2%増）、歳出が55億36百万円増加（同0.8%増）した。団体区分別にみると、歳入が都市で0.0%増、町で1.7%増、歳出が都市で0.5%増、町で5.2%増となっている。

歳入の増加については、新型コロナウイルス感染症対応の交付金等の減少により、国庫支出金が減少した一方で、普通交付税等の増加により地方交付税が、特定目的基金等の取り崩しの増加により繰入金が増加したことなどによるものである。

歳出の増加については、地方債の定時償還等の減少により公債費が減少した一方で、低所得世帯に対する臨時特別給付等の増加により扶助費が、スポーツ施設整備事業や小中学校整備事業等の事業費の増加により普通建設事業費が増加したことなどによるものである。



2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が41年連続で黒字を計上している。

実質単年度収支は、単年度収支の赤字幅が増加するとともに、財政調整基金の積立金が減少し、取崩額が大きく増加したことにより、7年振りに赤字を計上した。

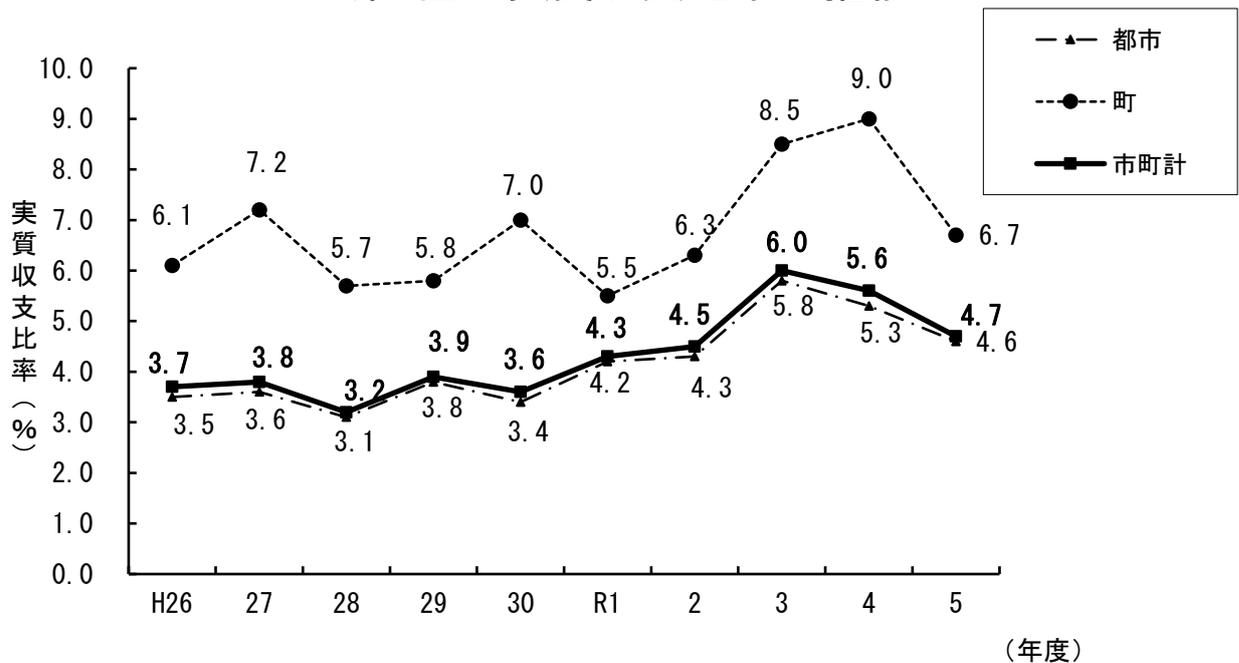
(1) 実質収支

令和5年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、207億75百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源35億93百万円を控除した実質収支は、171億82百万円の黒字となっている。

実質収支は、前年度（197億70百万円）に比べ25億88百万円減少しているものの、昭和58年度以降41年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が4.6%、町が6.7%で、市町全体では4.7%（前年度5.6%）となっている。

第2図 実質収支比率の推移



(2) 単年度収支

単年度収支（当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、都市、町ともに赤字となり、県計では25億88百万円の赤字となった。

また、赤字の団体数は、19団体中11団体（7市4町）となっている。

(3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市、町ともに赤字となり、県計では19億19百万円の赤字となっている。

3 歳 入

令和5年度の歳入決算額は、6,828億57百万円で、前年度に比べ10億55百万円、0.2%増加している。

これは、新型コロナウイルス感染症対応の交付金等の減少により、国庫支出金が前年度比30億99百万円、2.5%減少、地方債が前年度比21億4百万円、5.6%減少した一方、普通交付税等の増加により地方交付税が前年度比15億92百万円、1.5%増加、繰入金が前年度比46億29百万円、22.1%増加したことなどによる。

なお、歳入に占める一般財源の構成比は、前年度比0.2ポイント増の56.5%となった。

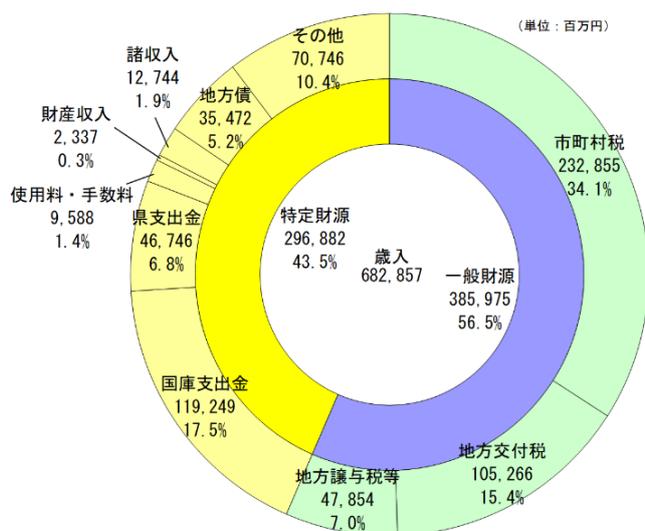
(1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,328億55百万円（歳入総額に占める構成比34.1%）、地方交付税：1,052億66百万円（同15.4%）、国庫支出金：1,192億49百万円（同17.5%）、県支出金：467億46百万円（同6.8%）が主なものである。

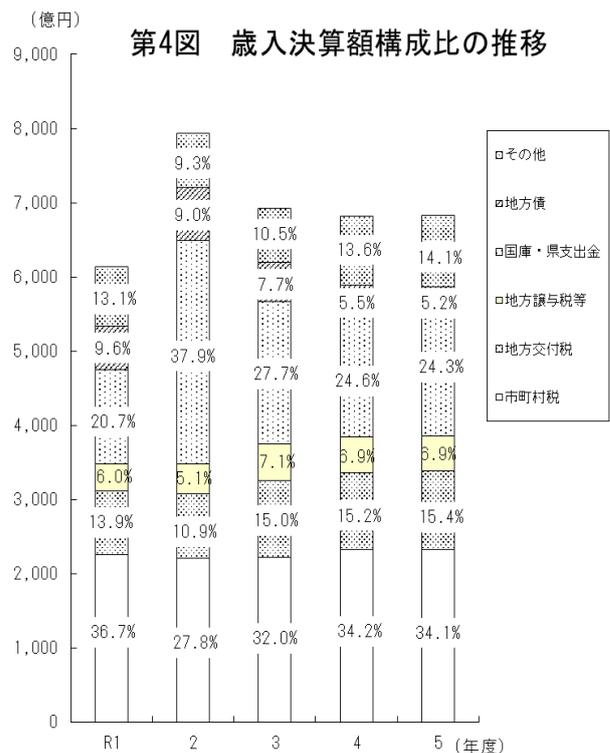
団体区別に歳入総額に占める構成比の上位3科目をみると、都市においては、市町村税：34.4%（前年度34.4%）、国庫支出金：17.9%（前年度18.2%）、地方交付税：14.9%（同14.8%）に対し、町においては、市町村税：30.4%（同31.1%）、地方交付税：21.8%（同20.9%）、国庫支出金：11.2%（同14.2%）となっており、都市において市町村税の占める割合が町より4.0ポイント高くなっているものの、国庫・県支出金の占める割合が7.4ポイント高いため、町より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,859億75百万円で、前年度に比べ23億13百万円増加しており、歳入総額に占める構成比は、56.5%と前年度（56.3%）から0.2ポイント増加した。

第3図 歳入の状況



第4図 歳入決算額構成比の推移



(2) 歳入項目別の状況

市町村税は、法人市町民税等の減少により、前年度比0.0%減、19百万円の減少となった。

地方交付税は普通交付税等の増加により、前年度比1.5%増、15億92百万円の増加となった。

国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応の交付金等の減少により、前年度比2.5%減、30億99百万円の減少となった。

県税交付金は、株式等譲渡所得割等交付金等の増加により、前年度比1.6%増、6億66百万円の増加となった。

繰入金は、特定目的基金等の取り崩しの増加により、前年度比22.1%増、46億29百万円の増加となった。

地方債は、臨時財政対策債の減少や環境施設整備事業の進捗等に伴う事業費の減少により、前年度比5.6%減、21億4百万円の減少となっており、臨時財政対策債は前年度比59.1%減の33億99百万円であった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比0.3ポイント増加し48.1%となった。この要因は、繰入金等の自主財源総額が増加し、国庫支出金や地方債等の依存財源総額は減少したことによるものである。

自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自主財源	328,140	48.1	325,737	47.8	2,402	0.7
市町村税	232,855	34.1	232,874	34.2	▲ 19	▲ 0.0
諸収入	12,744	1.9	12,935	1.9	▲ 190	▲ 1.5
使用料・手数料	9,588	1.4	9,543	1.4	45	0.5
その他	72,952	10.7	70,385	10.3	2,567	3.6
依存財源	354,717	51.9	356,064	52.2	▲ 1,347	▲ 0.4
地方交付税	105,266	15.4	103,674	15.2	1,592	1.5
国庫・県支出金	165,995	24.3	167,555	24.6	▲ 1,560	▲ 0.9
地方債	35,472	5.2	37,576	5.5	▲ 2,104	▲ 5.6
その他	47,985	7.0	47,259	6.9	726	1.5
合計	682,857	100.0	681,801	100.0	1,055	0.2

4 歳 出

令和5年度の歳出決算額は、6,620億82百万円で、前年度に比べ55億36百万円、0.8%増加している。

目的別構成比では、民生費が全体の約4割（39.7%）を占めている。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費の増等により前年度比2.2%増、3,192億51百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の増により、前年度比13.4%増の713億64百万円となった。

(1) 目的別歳出の状況

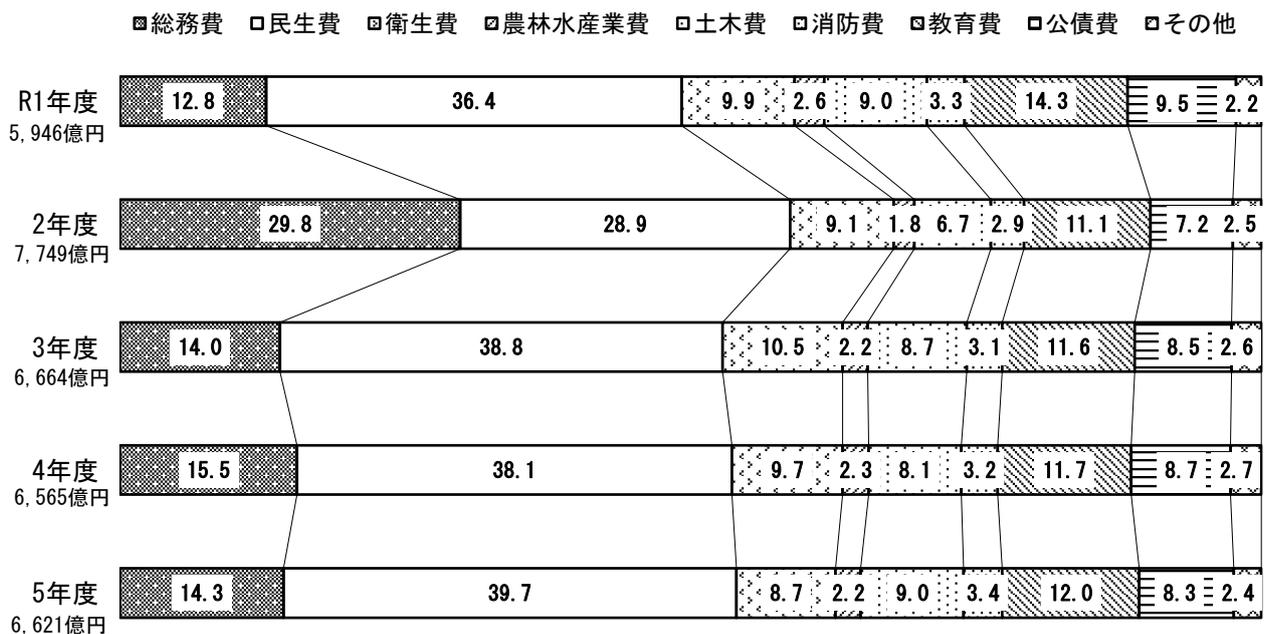
決算額の前年度比では、総務費は、各種積立金の減少や庁舎整備事業の経費減少等により前年度比70億87百万円の減少（7.0%減）となった。一方で、民生費は、低所得世帯に対する臨時特別給付等の増加により、前年度と比べ127億33百万円の増加（5.1%増）、衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の縮小に伴う事業費の減少により、前年度と比べ64億45百万円の減少（10.1%減）、土木費は、スポーツ施設整備事業や公園整備事業等の事業費の増加により、前年度と比べ64億69百万円の増加（12.1%増）となった。

また、歳出総額に占める構成比は、民生費（39.7%）が最も高く、総務費（14.3%）、教育費（12.0%）、土木費（9.0%）、衛生費（8.7%）と続いている。

なお、10年前（平成25年度）の決算額と比較すると、決算額全体が19%の増となる中、民生費は52%の増、衛生費は21%の増、総務費は16%の増となっている一方、土木費は19%の減となっている。

第5図 目的別歳出決算額構成比の推移

（単位：％）



(2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 3,192 億 51 百万円(歳出総額に占める構成比 48.2%)、投資的経費 713 億 64 百万円(同 10.8%)、一般行政経費 1,860 億 16 百万円(同 28.1%)となっている。

前年度と比べると、義務的経費の割合は 0.6 ポイント増、投資的経費が 1.2 ポイント増、一般行政経費が 0.4 ポイント減となっている。

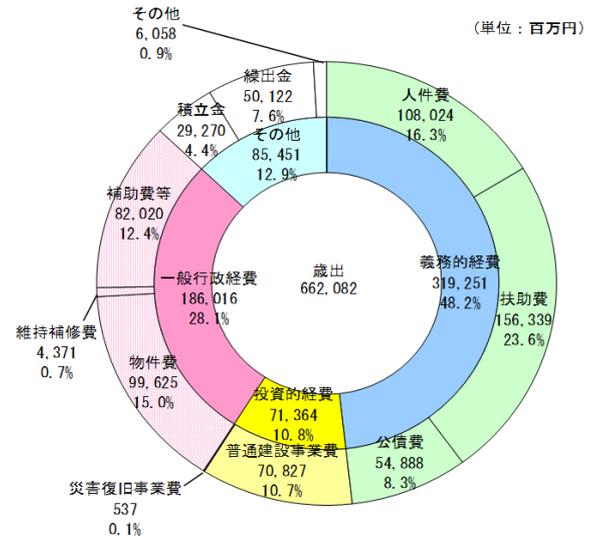
義務的経費のうち、人件費は、人事院勧告による給料表の改定等により、前年度に比べ 1.3% の増となった。また、扶助費は、低所得世帯に対する臨時特別給付の増加により前年度に比べ 5.0% の増となった。

投資的経費のうち、普通建設事業費は、スポーツ施設整備事業や小中学校の整備事業等の事業費の増加により、前年度に比べ 13.8% の増となった。

一般行政経費のうち、物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の縮小に伴う事業費の減少により、前年度と比べて 2.5% の減、補助費等は、消防庁舎整備に係る事業費の増加に伴い、一部事務組合への負担金が増加したことにより、前年度と比べて 1.7% の増となった。

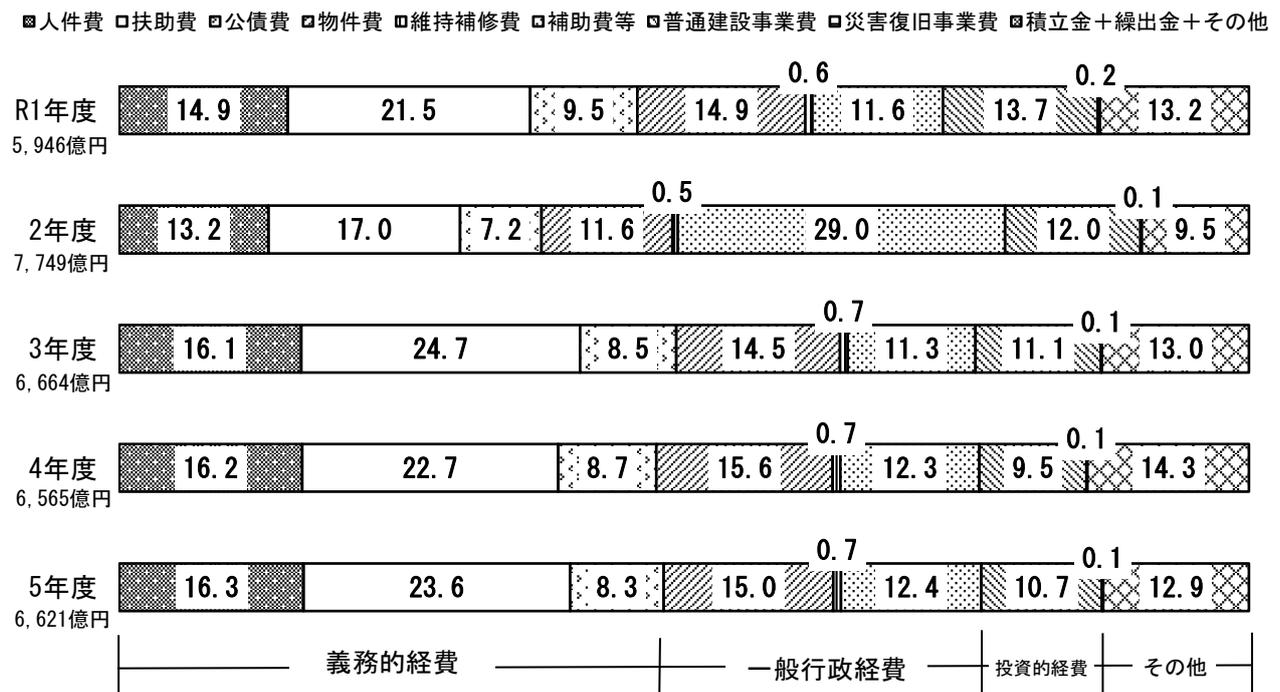
なお、10 年前(平成 25 年度)の決算額と比較すると、義務的経費は 28% の増(うち扶助費は 55% の増)、一般行政経費は 25% の増(うち維持補修費は 38% の増)、投資的経費は 11% の減となっており、決算額全体は 19% の増となった。

第 6 図 歳出の状況



第 7 図 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位: %)



5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分母である経常一般財源が地方交付税等の増により増加したものの、分子である経常的経費充当一般財源も扶助費や物件費等の増により増加した結果、91.8%（都市91.9%、町90.3%）と前年度より1.5ポイント上昇した。

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

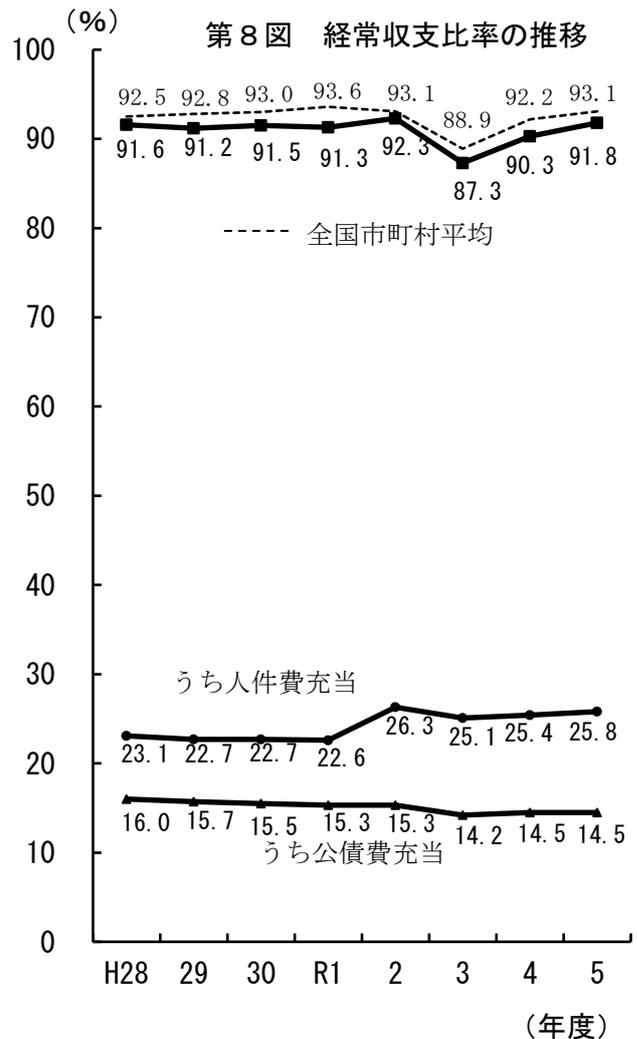
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

令和5年度の経常収支比率は、分母である経常一般財源が地方交付税等の増により増加したものの、分子である経常的経費充当一般財源も扶助費や物件費等の増により増加した結果、前年度の90.3%に比べて1.5ポイント上昇し、91.8%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は25.8%で、前年度に比べ0.4ポイントの上昇、公債費に充当されたものの比率は14.5%で、前年度と同率となっている。

経常収支比率を段階別でみると、90%を上回る団体は10団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、15団体において比率が上昇、4団体において低下した。



経常収支比率の段階別団体分布

年度	率	~70	70~75	75~80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~
R1		0	0	0	1	5	10	3	0
2		0	0	0	0	3	14	2	0
3		0	0	0	5	12	2	0	0
4		0	0	0	2	8	8	1	0
5		0	0	0	1	8	7	3	0

6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、全体としては、前年度比2.0%増加し、5,282億49百万円となった。

地方債現在高は、前年度比2.9%減少し、5,720億19百万円となった。

債務負担行為は、前年度比19.1%増加し、1,970億61百万円となった。

また、積立金現在高は、減債基金およびその他特定目的基金の増加により、総額では前年度比1.8%増加し、2,408億31百万円となった。

(1) 地方債現在高の状況

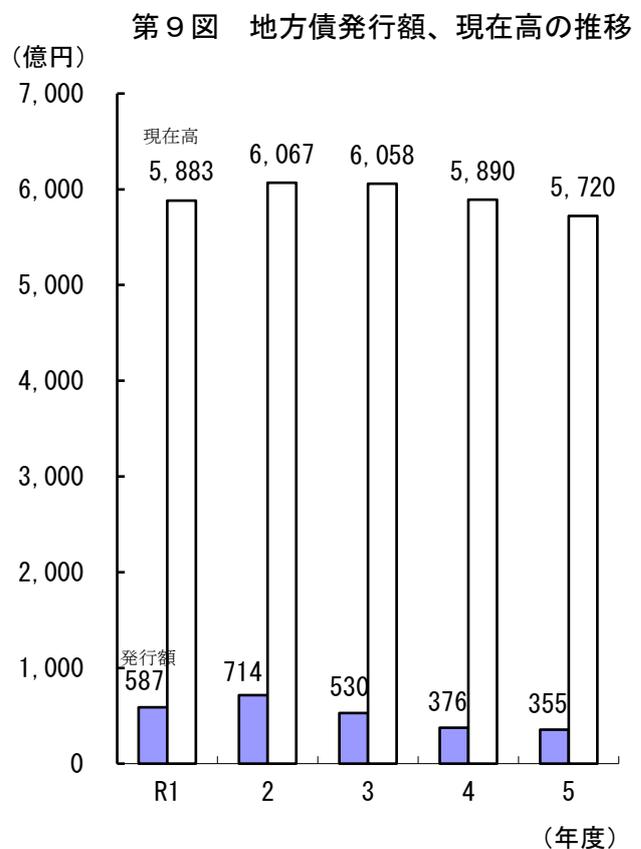
令和5年度末の地方債現在高は、5,720億19百万円であり、臨時財政対策債等の新規発行額の減により、前年度末（5,889億83百万円）に比べると169億63百万円減少した。

地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合は前年度より減少し、2,132億69百万円となっている。

なお、住民一人当たりの地方債現在高は、405,534円（前年度416,540円）となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債（37.3%）、一般単独事業債（34.0%）、学校教育施設等整備事業債（8.0%）が主なものである。

借入先別内訳をみると、市中銀行（38.3%）、財政融資資金（26.1%）、地方公共団体金融機構資金（15.4%）、共済等（1.4%）等となっている。



(2) 積立金現在高の状況

令和5年度末の基金残高は、全体としては2,408億31百万円で、前年度末（2,364億92百万円）に比べると43億39百万円増加した。団体別の基金残高の前年度との比較では、13団体において残高が増加、6団体において減少した。

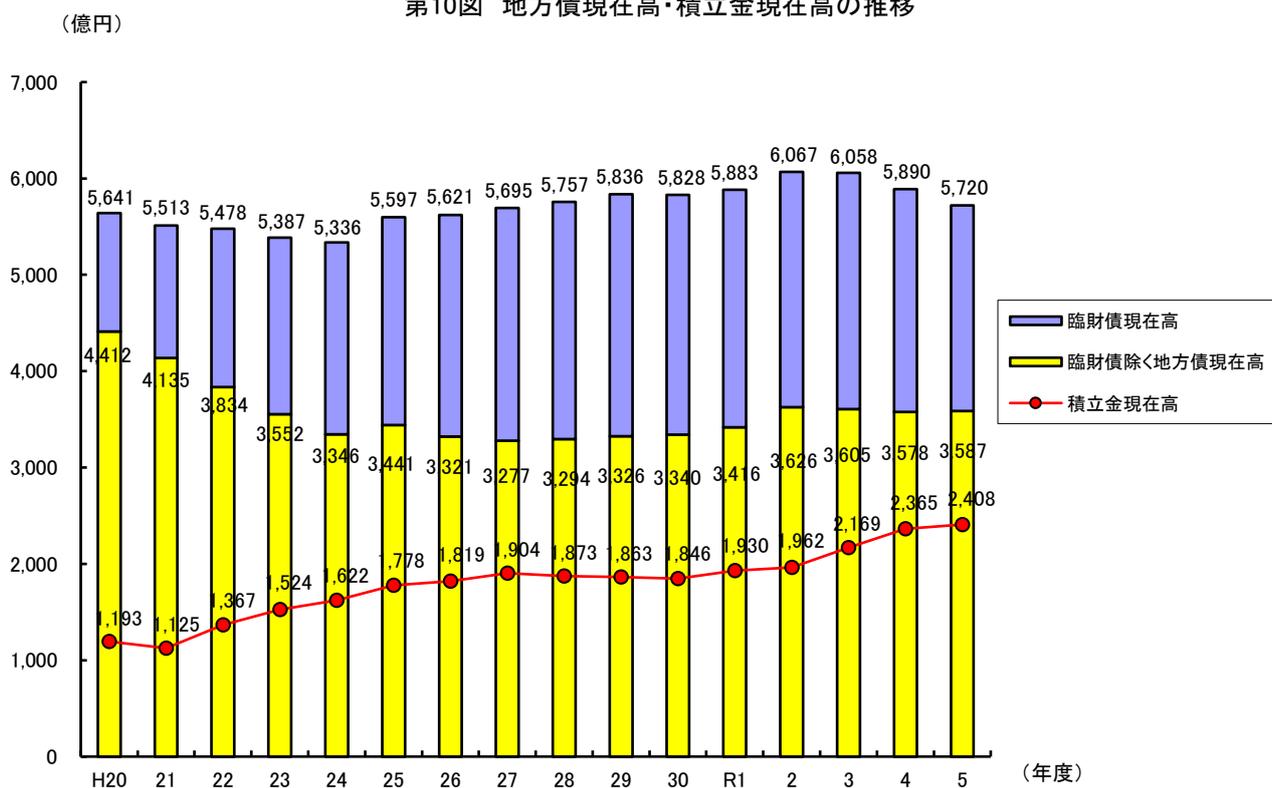
基金別の内訳をみると、財政調整基金（現在高682億4百万円）は前年度末に比べて1億26百万円の減少、減債基金（同351億80百万円）は17億12百万円の増加、その他特定目的基金（同1,374億48百万円）は公共施設等の整備のための基金への積立や取崩し、ふるさと納税を財源とする積立等により27億54百万円の増加となった。

(3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

令和5年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、1,970億61百万円であり、前年度末（1,654億72百万円）に比べると、315億89百万円増加している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、5,282億49百万円となり、前年度（5,179億63百万円）から102億86百万円、2.0%増加した。

第10図 地方債現在高・積立金現在高の推移



7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が生じた市町はなく、全国においても実質赤字が生じている団体はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では連結実質赤字が生じた市町はなく、全国においても連結実質赤字が生じている団体はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、4.1%（都市 4.0%、町 5.6%）となり、前年度に比べて 0.3 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（令和 3 年度から令和 5 年度）の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において18%以上の団体はない。

早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は35%とされている。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が1団体ある。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多いため、数値なし。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。（地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多い場合、将来負担比率は算定されない。）

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はなく、全国においても早期健全化基準以上の団体はない。

(5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はない。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成 20 年度決算から、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、令和 5 年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- | | | | |
|----------|------------|-----------|------------|
| ・実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） | ・連結実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） |
| ・実質公債費比率 | 1 団体（1 団体） | ・将来負担比率 | 0 団体 |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。